

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」 無担保・延滞金なし

問 税務課 納税班☎43 - 7505

- √新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収 の猶予を受けることができるようになります。
- ✓ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
 ※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

▶対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。 ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等 に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること
- ※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

▶対象となる地方税

- ▶令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。
- ▷これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

▶申請手続等

- ▷令和2年6月30日、または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ▶申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

にかほ市飲食店等緊急支援給付金

問 商工政策課☎43 - 7600

新型コロナウイルスの影響により生じる市内事業者の業績悪化を緩和し、経営資源の維持、地域経済の安定および地域活力の保持を図るため、本市で飲食店等を継続して営む意欲のある法人または個人事業者に対し、給付金を交付します。

▶主な要件

- ▷法人の場合…令和2年5月1日現在で、にかほ市内に飲食店店舗また は旅館、ホテルを営み本社および本店所在地がにかほ市にある法人
- ▷個人事業者の場合…令和2年5月1日現在で、にかほ市内で飲食店または旅館、ホテルを営む個人事業者
- ▶共通事項…①申請期間の時点において営業していること/②食品衛生法に基づく飲食店営業または喫茶店営業の営業許可を受けた事業者であること/③2つ以上の業種を営む場合は、②の許可証の営業所在地における主たる業種が飲食店営業または喫茶店営業であること/④不特定かつ一般の利用に供され、通年営業をしている店舗であること/⑤フランチャイズ契約に基づく法人または個人事業者にあっては、フランチャイザーの方針とは別の独自の方針に基づき経営が行われていること/⑥その他、市の定める条件に該当すること
- ▶助成金額 1事業者あたり30万円 ※複数店舗を有する場合であっても30万円

▶申請・受領方法

- ▶申請期限···6月19日金
- ▶申請受付場所…①商工政策課/②金浦市民サービスセンター/③市民課市民サービス班 ※店舗所在地の庁舎(①象潟地域②金浦地域③仁賀保地域)に提出してください。 ※食品衛生法に基づく営業許可証の写し、確定申告書の写しなどの添付が必要です。
- ▷助成金の決定・受領…申請内容の審査後、対象者の指定口座に振り込み





新型コロナウイルス対策室(仁賀保庁舎) ☎32 - 3046
専用コールセンター☎0120 - 191-454(5月18日から受け付け(9:00~17:00))

新型コロナウイルス感染症の対策として国から支給される特別定額給付金について、にかほ市では下記のとおり給付を行います。

▶給付までのスケジュール

- 5月18日(月)~20日(水)…各世帯へ申請書類到着予定 ※郵便で封書が届きます。
- 5月18日(月)~…給付申請受付開始 ※郵送申請またはオンライン申請(市役所各庁舎の受付窓口に持参も可)
- 5月28日休…給付金口座振込予定(初回) ※以降毎週1回振込
- 8月17日(月)…申請受付の締め切り

▶給付対象者および受給権者

- ▷給付対象者…基準日(令和2年 4月27日)において住民基本 台帳に記録されている方
- ▷受給権者…上記の方が属する世 帯の世帯主

▶給付額

▶給付対象者 1 人につき 10 万円

▶給付金の申請および給付の方法

- ▷申請の方式…郵送申請またはオンライン申請
- ※郵送申請の場合は、申請様式に必要事項を記入し、本人確認書類等の 写しを貼付して返信封筒で返送してください。
- ※オンライン申請については、マイナンバーカード所持者のみ利用可能です。「マイナポータル」のHPから、画面の指示に従い入力します。 ※市役所各庁舎でも受付窓口(平日8:30~17:15)を開設します。
- ※市役所各庁舎でも受付窓口(平日8:30~17:15)を開設します。 5月23日出、24日间のみ休日も受け付けします。(9:00~17:00)
- ▶給付の方法…申請者の本人名義の金融機関口座へ振込

にかほ市テイクアウト等消費還元事業(おうちde レストラン〜食べて応援プロジェクト〜)

問 商工政策課☎43 - 7600

市からのお知らせ

テイクアウト等実施店(参加申請店)で弁当や惣菜等を購入する都度、購入金額に応じポイント(スタンプ方式)がもらえ、そのポイントを貯めて市に申請すると、にかほ市商工会の商品券がもらえます。

- ▶対象者 にかほ市民 ※にかほ市民のみ申請可能
- ▶内 容 ・200円ごとに1スタンプ押印 (例 500円の弁当のテイクアウトでスタンプ2個)
 ・スタンプ台紙にスタンプが20個貯まると、2,000円分の商品券と交換
- **▶事業期間 5月15**日金~8月31日(月)
- ※還元分商品券がなくなり次第終了します。
- ※還元分商品券の残りの状況については、市HP等でご確認ください。
- ※スタンプ台紙は返信用ハガキの裏面となっていますので、そのままポスト等に 投函してください。
- ※スタンプ台紙は各実施店にも備え付けてありますので、再度申請ができます。



固定資産税を一括納付で口座振替している方へ

問 税務課 資産税班☎43 - 7505



5月1日付けで送付しました令和2年度の固定資産税納税通知書について、一括納付で振替手続きされている方につきましても「口座振替をご利用の場合、各納期限に振り替えされます」と表記がされていますが、第1期の納期限である6月1日(月)に一括で引き落としになりますので、残高にご注意いただきますようお願いします。 ご迷惑をお掛けして申し訳ありません。

秋田県から県民の皆さまへのお願い

新型コロナウイルスの危機を一刻も早く収束させるため、引き続きご理解とご協力をお願いします。

①密室・密集・密接をさける

●各種会合等でのカラオケを自粛する ●不特定多数が参加するイベント、会合 等への参加を控える

2人との距離を とろう

╬┷╬

③外出時はマスクを 着用 ← ←

②手洗いをしっかり